

那須塩原市と株式会社サクシード、那須塩原市商工会、西那須野商工会との
事業承継の推進に関する連携協定書

那須塩原市、株式会社サクシード、那須塩原市商工会及び西那須野商工会（以下4者を総称して「協定参加者」という。）とは、市内事業者の円滑な事業承継の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、協定参加者が相互に連携及び協力を行い、市内事業者の円滑な事業承継を支援することにより、事業者の持続的な発展を促進し、地域経済の活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 協定参加者は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携及び協力を行うものとする。

- (1) 市内事業者等が取り組む事業承継の支援に関する事項
- (2) 事業承継に関する情報の発信に関する事項
- (3) 事業承継に係る課題解決に向けた調査研究に関する事項
- (4) その他、那須塩原市における事業承継に関する事項

2 協定参加者は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な連携事項については、協定参加者が協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第3条 協定参加者は、本協定に基づく活動により知り得た情報を漏えいしてはならない。また、この規定は、本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、協定参加者以外の者に対し、本協定に基づく活動により知り得た情報を提供することができるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、協定参加者のいずれからも書面による申出がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、協定参加者のいずれかが本協定の有効期間中に内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要に応じて変更又は解除を行うものとする。

（疑義の解決）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合には、協定参加者が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、協定参加者が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5（2023）年3月16日

栃木県那須塩原市共壱社108番地2

那須塩原市

市長

渡辺 美知太郎

栃木県宇都宮市平松本町326-9

株式会社サクシード

代表取締役

水沼 啓幸

栃木県那須塩原市末広町64-27

那須塩原市商工会

会長

鈴木 耕二

栃木県那須塩原市南郷屋4-137

西那須野商工会

会長

佐藤 雄